

医療法人社団清慈会 御徒町パーク歯科クリニック 院内感染対策指針

院内感染対策指針

1 院内感染対策に関して

院内感染の発生は医療機関にとってあってはならない事態である。職員は院内感染の防止に留意し、感染等発生の際には原因の速やかな特定・制圧・終息を図れるよう、院内感染防止対策を全職員が把握することが基本である。ここに指針に則った医療が提供出来る環境を整えることを目的とし、本指針を作成するものとする。

2 院内感染管理体制

院長（医療安全管理者）は次に掲げる院内感染対策を行う。

- (1) 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
- (2) 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
- (3) 職員研修の企画・実施
- (4) 院内感染が発生した際の原因究明・対策改善の立案・実施のための職員への教育
- (5) 患者の疑問、不安等、診療時における日常の把握

3 院内感染発生時の対応

- (1) 異常発生時は、早急に状況及び患者への対応等を院長に報告する。
- (2) 院長（医療安全管理者）は報告があった場合、速やかに原因の究明をし改善策の立案を行い、職員に徹底周知を図る。

4 院内感染対策マニュアル

全職員は本院の院内感染対策マニュアルに沿って、手洗い、設備の環境等に配慮し、感染対策に常時努めること。

5 患者への対策についての情報開示・説明について

患者及びその家族に対し、疾病・診療の説明と共に、感染防止の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。また患者及びその家族より、院内の対策について要望があった際には説明・対応が出来るよう、全職員が常時対策について把握すること。

6 院内感染対策の推進

- (1) 院長（医療安全管理者）は歯科医師会、そのた医療機関より積極的に情報

を入手し、院内感染対策を推進すること。

(2) 院内感染対策について不明な点が浮上した場合、速やかに日本感染症学会施設内感染対策相談窓口にお問い合わせをすること。

Fax 03-3812-6180

URL <http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>

国立感染症研究所

(URL <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>)